

主任更新研修に係る質問 Q & A

順不同

◎受講時期に関すること

Q：受講連絡に関してはいままでどおり、熊本県から通知がとどくのか？

A：受講対象者の方には、熊本県から 3/13 以降にハガキでご案内が送付されています。まだ、本研修対象者でハガキが届いていらない方は、熊本県健康福祉部長寿社会局 認知症対策・地域ケア推進課へお問い合わせください。

Q：受講したいが自分の更新時期がわからない。調べる方法はありますか？

A：お調べになる場合は、ホームページに掲載しています「②主任更新フローチャート」か「⑨別紙 1・⑩別紙 2 の『主任介護支援専門員更新研修の受講年度について』」より適切な時期を選択してください。

Q：主任介護支援専門員更新研修を修了したものは、更新研修（32 時間）の受講が免除となるとありますが、介護支援専門員証の有効期間がすぎても、主任介護支援専門員更新研修を受ければ、更新したとみなされるのですか？

A：認められません。そもそも本研修はまず介護支援専門員としての有効期間が満了していないことが大前提です。なので、介護支援専門員としての有効期間が過ぎている方は、主任介護支援専門員更新研修は受講できないこととなります。

事前にご自身の介護支援専門員証等で有効期間を確認し、期間切れとならないよう日頃より気をつけていてください。

Q：日程をみて、どうしても受講できない日があるのですが、その場合どうしたらいいですか？次年度その分を受講すれば修了したとみなされますか？

A：次年度への受講（欠席分）の持越しは認められていません。必ず指定した全日程を受講しなければ修了とみなされません。また本研修に関しては補講もありません。もし、1 日でも未受講の日があれば来年度改めて受講していただくこととなります。

Q：主任更新研修を受講しなかった場合、何か支障がありますか？

A：このたび主任介護支援専門員研修修了者に対して有効期間が設けられたことにより、有効期間（別紙 1「主任介護支援専門員更新研修の受講年度について」参照）が過ぎた場合、以下のことが想定されます。

- ・地域包括支援センターで主任介護支援専門員としての業務ができなくなる。
- ・居宅介護支援事業所で、特定事業所加算を請求されている事業所は、必ずその要件に

「主任介護支援専門員研修修了者」を配置することになっているため、その届出者に該当される方は配置基準の対象者とみなされなくなる。

Q：では、有効期間までに主任介護支援専門員研修を受けなかったら、再び主任介護支援専門員としては認められないのか？

A：その通りです。但し、再度主任介護支援専門員研修（70時間）を受講修了することで、研修修了証明書の有効期間（5年間）再び主任介護支援専門員として認められることになります。

◎受講定員に関すること

Q：受講定員（200名）を超えた場合は、どうなりますか。

A：別紙1に記載の受講対象となる本年度（平成29年度）の受講者数をあらかじめ見込んだ定員としておりますので、定員を超えることは想定していません。また多少の定員増はなんとか対応したいと思っています。原則先着順ではありませんから、急がず申込書の記載内容と添付資料等に不備がないよう充分確認されたうえで、**締切り期日の4/20（木）までにお申し込みください。**

◎対象者の要件に関すること

Q：対象者の要件（3）の①に「介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者」とありますが、介護支援専門員に係る研修の企画とは、どの程度の関わりをもって要件とみなされるのか？

A：研修を企画、開催された機関によって受取り方は様々だと思われそうですが、ひとつの研修が開催されるにあたり、その研修の委員や役員として参画されているのであれば「介護支援専門員に係る研修の企画」にかかわっている者としてみなされます。

そこで、熊本県介護支援専門員協会（支部・ブロックも含む）で役員等を経験されていた方で、その時に研修企画にかかわっていた場合も本要件は満たされることとなりますので、熊本県介護支援専門員協会（支部も含む）での証明が必要な方については、証明書①に必要事項を記載されたままで、郵送される申込書に同封していただければ結構です。

（到着後本会にて確認します。）

※熊本県介護支援専門員協会（支部も含む）以外での証明書は、申込み前に各研修実施機関等で事前に証明書を取寄せていただかなければなりません。

Q：対象者の要件（3）の②に「法定外の研修等に年4回以上」とありますが、法定外の研修とはどのようなものか？

A：まず法定研修とは、介護支援専門員の資格・更新等に係る都道府県が認定した研修のことであり以下のとおりです。よってそれ以外はすべて「法定外の研修」とみなされます。

- ・実務研修、実務従事者基礎研修、更新研修（53H、44H、20H）
- ・専門研修（Ⅰ・Ⅱ）、再研修、主任介護支援専門員研修

Q：受講対象者に、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上とありますが、平成24年度から28年度までの5年間で4回以上の研修の証明をもらえばいいですか？

A：違います。

年4回の研修参加とは、平成24年度から平成28年度までのいずれかひとつの年度内に対象となる研修に4回参加されている方が対象となります。

※例えば、24年度中に2回・26年度2回での合計4回は認められません。×

あくまで、平成24年度から平成28年度までのいずれかの年度内のいずれか**一つの年度中で（1年間）**構いませんので、4回以上（**1年間で4回以上**）の受講が証明できなければいけません。

その4回は一カ所の研修先だけでなく複数でも結構です。

※例えば、平成26年度中（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）に市町村包括支援センターで1回・介護支援専門員協会（支部・ブロックも含む）で2回・他県での研修機関で1回…合計4回。○

なお、研修回数は同年度中に複数の研修先での研修を合計した回数で結構です。但し、それぞれの研修先での証明書が必要になります。

Q：介護支援専門員協会主催の研修受講の証明が必要なのですが、申込み前に県協会の事務局に証明書を依頼しなければならないのですか？

A：熊本県介護支援専門員協会やその支部（支部のブロック等も含む）での研修受講に関する証明は、証明書②に必要事項を記載されたままで郵送される申込書に証明書②を同封していただければ結構です。（到着後本会にて確認します。）

したがって、申込み前に証明書②を準備される必要はありません。

なお、証明書①に関しても同様です。

Q：地域包括支援センターで主任介護支援専門員して業務をおこなった経験があれば、受講できますか？

A：実施要項中4対象者（3）⑤の記載は「地域包括支援センターで主任介護支援専門員として現に業務を行っている者」と記されていますので、過去の実務経験者は⑤の対象となりません。その場合は、⑤の要件以外で受講要件を満たしていただくことになります。

なお、⑤の対象者は他の業務との兼務であっても構いません。

Q：居宅で主任介護支援専門員として従事していますが、対象者になりますか？

A：実施要項中4 対象者の（1）及び（2）かつ（3）の①から⑤の要件を満たしている方

なら、全て対象となります。

Q：研修実施機関がおこなった研修であれば、どんな研修でもいいのですか？

A：どのような研修でもよいというわけではありません。あくまで実施要項中4 対象者の(3)の②に「介護支援専門員の資質向上に関する研修を対象」と記載されていますから、それぞれの研修の参加対象が「介護支援専門員」も含まれている、或いは「介護支援専門員の資質向上に関する研修」であれば、②の対象となる研修とみなします。

◎研修時間と内容に関すること

Q：遅刻・途中退席・欠席はいかなる場合でも認められないのですか？

A：認めておりません。但し、天災等により多数の研修参加が不可能な場合は例外とします。

Q：実施要項に「演習実施にあたり、受講者には事前課題を提出していただきます。」と記載してありますが、どのようなものをまたどの時期に提出しなければいけないのか？

A：詳細については受講決定者にお知らせしますが、A4サイズ一枚もので、受講者皆さんから実践事例の概要を提出していただきます。提出時期についても、受講決定者へ追って連絡します。
※提出課題はアセスメントシートやケアプラン一式ではありません。

Q：研修日程表について、その中に「各科目における到達目標を達成しているかについて修了評価を行う」と記載してあるがどのような修了評価をされるのか教えてほしい？

A：研修カリキュラムに沿って研修が計画されていますが、その日受講された内容等について、ご自身の研修後の振り返りも兼ねて、「研修記録シート」の記載をしていただきます。その中に評価表があり、(事前評価・事後評価)記入いただく予定です。シートについて毎回研修終了後に一定の時間を設けて記入する時間も設けられます。

なお、「研修記録シート」の提出は研修最終日に一括してご提出していただくこととなっています。

※詳しくは、研修初日のオリエンテーションでご確認ください。

◎受講費用に関すること

Q：受講料は、ATMやネットバンキングでの入金出来ますか？

A：指定口座に振込可能であれば方法は問いません。なお必ず入金を証明するための振込書等の写し(コピー)を添付して送信いただく必要がありますので、この点ご注意ください。

Q：振込時の金融機関は決まっていますか？

A：特に指定はありません。但し必ず入金を証明するために振込書等の写し(コピー)の添付

が必要になりますので、この点ご注意ください。

Q：振込書の（写し）が貼り付け枠より大きい場合どうしたらいいのですか？

A：枠から多少はみ出ても構いません。縦ではなく横向きに貼り付けても結構です。

それでもはみ出る場合は、振込報告書の裏面に貼り付けてください。その際、報告書の貼り付け欄に「裏面に添付」と記載してください。

Q：振込書をなくした場合はどうしたらいいですか？

A：入金された金融機関にご相談いただき証明となるものを再度発行していただくこととなります。※この点につきましては、受講申込者の責任でご対応ください。

Q：支払いは分割支払いができないのか？

A：申し訳ありませんができません。申込時に一括での入金をお願いします。

Q：受講料が高すぎないか。またその他に負担する費用はないのか？

A：本研修の受講料に関しては、これまで熊本県とも協議を重ね受講者負担をなるべく軽減できるよう考慮したうえで、受講料を設定いたしました。また、受講料には資料代も含まれておりますので、32,000円以外に追加として費用をご負担いただくことはございません。

◎受講申込方法に関すること

Q：証明書が申込み期限に間に合わないときはどうしたら良いですか？

A：あくまで添付書類等の送付も含めて**4月20日（木）**が〆切となっています。

証明書など添付書類がない場合は申込内容不備ということで、受講が認められませんので、必ず申込期限を厳守してください。

Q：申し込み締め切りを越えてしまった場合は、受講できないのですか？

A：あくまで添付書類等の送付も含めて**4月20日（木）**が〆切となっています。〆切後の受講受付はできません。

Q：受講した主任介護支援専門員研修修了書を紛失した場合、再発行はしてもらえるのか？

A：再発行はできません。その場合受講された際の研修実施機関で確認しなければならないので、主任介護支援専門員研修の修了年月日（最低でも修了年月）とその時の実施機関は必ず申込書に記載しておいてください。

ちなみに、熊本県での主任介護支援専門員研修の研修実施機関は下記のとおりです。

・平成18年度から平成22年度（平成23年3月まで）…熊本県

・平成23年度から平成28年度（平成29年3月まで）…熊本県介護支援専門員協会

◎介護支援専門員証の交付（更新）に関すること

Q：他県で介護支援専門員を取得したのですが、熊本県に登録した際、更新年度が分からなくなりました。その場合、どうしたらいいですか？

A：熊本県健康福祉部長寿社会局 認知症対策・地域ケア推進課へお問い合わせください。

Q：更新研修修了書をなくしてしまい、有効期間が分かりません。どうしたらいいですか。

A：本研修の申し込みに更新研修等の修了書を添付する必要はありません。有効期間については、皆様必ず介護支援専門員証（申込時にコピーが必要）はお持ちのはずです。そこでご自身の介護支援専門員としての有効期間をご確認ください。介護支援専門員証を紛失されている方は、熊本県健康福祉部長寿社会局 認知症対策・地域ケア推進課へお問い合わせください。

Q：介護支援専門員証交付はいつ頃行わなければならないのですか？

A：本研修期間中に熊本県より介護支援専門員証の更新に係る手続き等についての説明がある予定です。その際ご確認ください。

◎その他

Q：印鑑を忘れた場合は受講できませんか？

A：くれぐれもお忘れなようお願いします。なお、印鑑は認印で構いません。ただし研修終了まで同一の印鑑をご使用ください。

Q：受講券は必ず持っていく必要がありますか？ 忘れた場合はどうしたらいいですか？

A：受講券は受講者ご本人であることを証明し、受講会場に入場できるためのいわばパスポートのようなものです。毎回必ず提示していただく必要があります。なのでくれぐれもお忘れなようお願いします。
※お忘れになった方は受講をお断りしています。

Q：会場での駐車場は確保されていますか？

A：本研修受講者用としての駐車場は特段確保されておりません。会場（KKRホテル熊本）に駐車スペースはありますが、研修日に他の催事が予定される日などは、かなりの混雑が予想されますので、駐車できない場合もあります。可能な限り公共交通機関をご利用いただくか、乗り合わせての来場をお願いします。周辺駐車場にお回りいただく場合もありますので、時間に十分余裕をもってお越しください。
※周辺駐車場の情報については、事前に各自でお調べください。

※駐車場確保ができないなどの理由での遅刻も認められていません。

※駐車料金は自己負担となります。

Q：実施要項のその他のところに「身体の障がい等により受講に際して配慮が必要な方は、事前に御相談ください。」と記載してあるが、どの程度まで配慮してくれるのか？

A：受講者によりさまざまなので明確な回答はできません。まずはご自身でこの8日間受講可能な状態であるか熟慮いただき、本会としても可能な限り配慮はいたしますが、状況によってはご希望に添えない場合もありますことをあらかじめご了承ください。